



島根県報

平成19年 1月23日 (火)

第 1,847 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	1
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	2
救急病院の協力申出の撤回	(医 療 対 策 課)	2
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	2
介護保険法の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	(")	3
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障 害 者 福 祉 課)	3
障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(")	3
換地計画書の縦覧 (2 件)	(農 村 整 備 課)	8
保安林予定森林	(森 林 整 備 課)	9
漁業災害補償法の規定に基づく同意	(水 産 課)	10
土地収用法の規定に基づく事業の認定	(用 地 対 策 課)	11

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環 境 生 活 総 務 課)	13
環境影響評価方法書の縦覧	(都 市 計 画 課)	13
建築士を対象とする講習の指定	(建 築 住 宅 課)	14

特定調達公告

集合教育用運転シミュレータの賃貸借契約に係る一般競争入札の落札者等	(警 察 本 部)	14
-----------------------------------	-----------	----

教委告示

島根県立古代出雲歴史博物館の供用開始日	(文 化 財 課)	15
---------------------	-----------	----

選管告示

政治資金規正法の規定に基づく設立の届出のあった政治団体	15
政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあった政治団体	16
政治資金規正法の規定に基づく解散の届出のあった政治団体	17
政治資金規正法の規定に基づく届出のあった資金管理団体	17
政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあった資金管理団体	17
政治資金規正法の規定に基づく指定の取消しの届出のあった資金管理団体	18

告

示

島根県告示第48号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成19年 1月23日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地	指定年月日
コクミン薬局シャミネ松江店	松江市朝日町字伊勢宮472 - 2 松江駅構内107号	平成18年12月15日
町立鳥上診療所	仁多郡奥出雲町大呂1182番地2	平成19年1月1日
医療法人 中村整形外科	浜田市殿町74 - 2	平成19年1月1日
医療法人長岡整形外科医院	益田市須子町13番24号	平成19年1月1日
菅原歯科医院	雲南市木次町新市29	平成19年1月5日

島根県告示第49号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年1月23日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
上田歯科医院	松江市殿町90	平成18年12月4日
菅原歯科医院	雲南市木次町新市29	平成18年12月7日
中村整形外科	浜田市殿町74 - 2	平成19年1月1日
長岡整形外科医院	益田市須子町13番24号	平成18年12月31日
いしみつ耳鼻咽喉科クリニック	益田市高津六丁目23番20号	平成19年1月1日
有限会社第一薬局	浜田市黒川町167 - 4	平成18年12月16日

島根県告示第50号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院に係る協力申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成19年1月23日

島根県知事 澄 田 信 義

名 称	所 在 地	撤回年月日
津和野共存病院	鹿足郡津和野町森村口141	平成18年12月23日

島根県告示第51号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定により告示する。

平成19年1月23日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
医療法人社団 水澄み会	訪問介護	ヘルパーステーション とびの郷ゆうなぎ	浜田市治和町214 - 1	平成18年 12月20日
	介護予防訪問介護			

島根県告示第52号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の9第1号の規定により告示する。

平成19年 1月23日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社 松江テクノサービス	介護予防訪問介護	訪問介護事業所 すずかけの樹	松江市八雲台 1 丁目13番29号 香の木ヒルズ 1 - 4 号室	平成18年 11月 9 日

島根県告示第53号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成19年 1月23日

島根県知事 澄 田 信 義

医師の氏名	診療科目	従 事 す る 医 療 機 関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
近光 将彦	整形外科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成18年12月27日
戸田 保弘	整形外科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成18年12月27日
足立 芳樹	神経内科	独立行政法人国立病院機構松江病院	松江市上乃木 5 - 8 - 31	平成18年12月27日

島根県告示第54号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成19年 1月23日

島根県知事 澄 田 信 義

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関		自立支援医療 の種類	指 定 年 月 日
名 称	所 在 地		
あおい薬局	益田市乙吉町イ89番地10 日興ビル 1 階	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年12月 1 日

有限会社山崎薬局	大田市大田町大田口 - 928	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年12月1日
訪問看護・介護ステーションすずらん	松江市上乃木七丁目 5 - 16	育成医療 更生医療	平成18年12月1日
法吉訪問看護ステーション	松江市西法吉町35 - 20	精神通院医療	平成18年12月1日
医療法人社団正心会松北病院	松江市下東川津町251 - 1	精神通院医療	平成19年1月1日
まつしま脳神経内科クリニック	松江市下東川津町42 - 5	精神通院医療	平成19年1月1日
メディカルカウンセリングセンター福田クリニック	松江市学園南二丁目12番5号	精神通院医療	平成19年1月1日
玉造厚生年金病院	松江市玉湯町湯町 1 - 2	育成医療 更生医療	平成19年1月1日
いしいクリニック	松江市古志原六丁目10 - 36	精神通院医療	平成19年1月1日
小松クリニック	松江市黒田町30 - 4	精神通院医療	平成19年1月1日
太田脳神経外科クリニック	松江市砂子町196 - 3	精神通院医療	平成19年1月1日
西野小児科アレルギー科医院	松江市雑賀町433 - 2	精神通院医療	平成19年1月1日
中村クリニック分院	松江市鹿島町佐陀本郷1852	精神通院医療	平成19年1月1日
医療法人同仁会こなんホスピタル	松江市宍道町白石129番地 1	精神通院医療	平成19年1月1日
医療法人青葉会松江青葉病院	松江市上乃木五丁目 1 番 8 号	精神通院医療	平成19年1月1日
独立行政法人国立病院機構松江病院	松江市上乃木五丁目 8 番31号	精神通院医療	平成19年1月1日
医療法人仁風会八雲病院	松江市大庭町1460 - 3	精神通院医療	平成19年1月1日
釜瀬クリニック	松江市豎町81番地	精神通院医療	平成19年1月1日
医療法人青葉会青葉クリニック	松江市朝日町452 あおとビル 1 階	精神通院医療	平成19年1月1日
佐藤内科医院	松江市天神町15	精神通院医療	平成19年1月1日
こころの診療所細田クリニック	松江市田和山町137	精神通院医療	平成19年1月1日
野波診療所	松江市島根町野波1220 - 4	更生医療	平成19年1月1日

いんべ杉谷内科小児科醫院	松江市東忌部町83 - 22	精神通院医療	平成19年 1月 1日
東部島根心身障害医療福祉センター	松江市東生馬町15 - 1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成19年 1月 1日
島根県立心と体の相談センター	松江市東津田町1741 - 3	精神通院医療	平成19年 1月 1日
松江腎クリニック	松江市南田町110	更生医療	平成19年 1月 1日
吉岡内科医院	松江市南田町144 - 3	精神通院医療	平成19年 1月 1日
さんメンタルクリニック	松江市南田町95番地17 あさひビル 3階	精神通院医療	平成19年 1月 1日
松江市立病院	松江市乃白町32 - 1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成19年 1月 1日
前之園泌尿器科内科医院	松江市乃白町薬師前 1 - 1	育成医療 更生医療	平成19年 1月 1日
幡医院	松江市片原町87	精神通院医療	平成19年 1月 1日
並河内科クリニック	松江市北田町 2 番地 3	更生医療	平成19年 1月 1日
三原歯科医院	松江市末次町50番地	育成医療 更生医療	平成19年 1月 1日
医療法人社団八杉胃腸科医院	浜田市下府町69番地 1	精神通院医療	平成19年 1月 1日
医療法人社団清和会西川病院	浜田市港町293 - 2	精神通院医療	平成19年 1月 1日
さわだこどもクリニック	浜田市国分町1981 - 132	精神通院医療	平成19年 1月 1日
医療法人 北村内科クリニック	浜田市国分町1981 - 159	育成医療 更生医療	平成19年 1月 1日
医療法人社団M O K O大石内科医院	浜田市黒川町115番地 1	育成医療 更生医療	平成19年 1月 1日
心療内科田中クリニック	浜市長沢町3156	精神通院医療	平成19年 1月 1日
岡本胃腸科内科医院	浜市長沢町550 - 21	精神通院医療	平成19年 1月 1日
島田病院	浜田市殿町83 - 30	精神通院医療	平成19年 1月 1日
出雲市駅南口クリニック	出雲市駅南町一丁目 3 番地 2	精神通院医療	平成19年 1月 1日
医療法人姫野クリニック	出雲市塩冶善行町14 - 3	育成医療 更生医療	平成19年 1月 1日

出雲市民病院	出雲市塩冶町1536 - 1	更生医療	平成19年1月1日
島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89 - 1	精神通院医療	平成19年1月1日
医療法人同仁会あさひクリニック	出雲市塩冶町950 - 2	精神通院医療	平成19年1月1日
島根県立湖陵病院	出雲市湖陵町大池240	精神通院医療	平成19年1月1日
深田医院	出雲市高岡町53 - 1	精神通院医療	平成19年1月1日
医療法人エスポール出雲クリニック	出雲市小山町361 - 2	精神通院医療	平成19年1月1日
医療法人社団藤成会 藤江歯科医院 ふじえ歯科矯正歯科クリニック	出雲市松寄下町713	育成医療 更生医療	平成19年1月1日
秦医院	出雲市西園町331 - 1	精神通院医療	平成19年1月1日
きむらこどもファミリークリニック	出雲市西新町一丁目2548 - 9	精神通院医療	平成19年1月1日
母里医院	出雲市西平田町158番地 1	精神通院医療	平成19年1月1日
医療法人社団牧野内科医院	出雲市西平田町56番地	精神通院医療	平成19年1月1日
医療法人社団自進堂 河原泌尿器科医院	出雲市西平田町85番地	更生医療	平成19年1月1日
竹下内科医院	出雲市大津新崎町 4 - 32	精神通院医療	平成19年1月1日
医療法人同仁会海星病院	出雲市大津町3656 - 1	精神通院医療	平成19年1月1日
おおつかクリニック	出雲市大塚町747 - 1	更生医療	平成19年1月1日
医療法人遠藤クリニック	出雲市渡橋町325番地 3	精神通院医療	平成19年1月1日
出雲市立総合医療センター	出雲市灘分町613	精神通院医療	平成19年1月1日
さつきクリニック	出雲市平田町2944番地20	精神通院医療	平成19年1月1日
きさ内科皮フ科クリニック	出雲市平田町7606	精神通院医療	平成19年1月1日
医療法人愛和会さとうクリニック	出雲市平田町989番地 1	精神通院医療	平成19年1月1日
山尾医院	益田市あけぼの東町 4 の 2	精神通院医療	平成19年1月1日

松本医院	益田市横田町429 - 23	精神通院医療	平成19年 1月 1日
岩本内科医院	益田市乙吉町イ209 - 11	育成医療 更生医療	平成19年 1月 1日
あんどうこどもクリニック	益田市乙吉町イ336 - 12	精神通院医療	平成19年 1月 1日
医療法人正光会松ヶ丘病院	益田市高津四丁目24 - 10	精神通院医療	平成19年 1月 1日
永瀬脳外科内科	益田市土井町 2 - 27	精神通院医療	平成19年 1月 1日
医療法人順生会すみかわクリニック	益田市東町 2 - 9	精神通院医療	平成19年 1月 1日
中村医院	益田市匹見町匹見イ1309	精神通院医療	平成19年 1月 1日
医療法人社団弘生堂須田医院	大田市仁摩町仁万1493	精神通院医療	平成19年 1月 1日
大田市立病院	大田市大田町吉永1428 - 3	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成19年 1月 1日
医療法人恵和会石東病院	大田市大田町大田イ860 - 3	精神通院医療	平成19年 1月 1日
医療法人杉原医院	安来市安来町898 - 4	精神通院医療	平成19年 1月 1日
医療法人昌林会安来第一病院	安来市安来町899 - 1	更生医療 精神通院医療	平成19年 1月 1日
安来市立病院	安来市広瀬町広瀬1931番地	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成19年 1月 1日
安来市医師会病院	安来市伯太町安田1700番地	精神通院医療	平成19年 1月 1日
島根県済生会江津総合病院	江津市江津町1016 - 37	更生医療	平成19年 1月 1日
島根県済生会高砂病院	江津市江津町1110 - 15	精神通院医療	平成19年 1月 1日
西部島根心身障害医療福祉センター	江津市渡津町1926	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成19年 1月 1日
雲南市国民健康保険掛合診療所	雲南市掛合町掛合1312	精神通院医療	平成19年 1月 1日
医療法人陶朋会平成記念病院	雲南市三刀屋町三刀屋1294 - 1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成19年 1月 1日
公立雲南総合病院	雲南市大東町飯田96番地 1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成19年 1月 1日
永生クリニック	仁多郡奥出雲町横田1063番地 1	精神通院医療	平成19年 1月 1日

町立奥出雲病院	仁多郡奥出雲町三成1622番地 1	精神通院医療	平成19年1月1日
飯南町立飯南病院	飯石郡飯南町頓原2060	精神通院医療	平成19年1月1日
永松医院	簸川郡斐川町学頭799 - 1	精神通院医療	平成19年1月1日
仁寿かわもと診療所	邑智郡川本町川本376 - 4、376 - 7	精神通院医療	平成19年1月1日
医療法人仁寿会加藤病院	邑智郡川本町川本383番地 1	精神通院医療	平成19年1月1日
秦クリニック	邑智郡美郷町粕淵387 - 4	精神通院医療	平成19年1月1日
邑智郡公立病院組合公立邑智病院	邑智郡邑南町中野3848 - 2	更生医療 精神通院医療	平成19年1月1日
大隅医院	邑智郡邑南町中野983、984	精神通院医療	平成19年1月1日
好生堂和崎医院	鹿足郡津和野町後田口405	精神通院医療	平成19年1月1日
津和野共存病院	鹿足郡津和野町森村口141	精神通院医療	平成19年1月1日
六日市病院	鹿足郡吉賀町六日市368番地 4	精神通院医療	平成19年1月1日
松浦内科胃腸科	鹿足郡吉賀町六日市795	精神通院医療	平成19年1月1日
隠岐広域連合立隠岐島前病院	隠岐郡西ノ島町大字美田2071番地 1	精神通院医療	平成19年1月1日
高梨医院	隠岐郡隠岐の島町栄町1410番地	精神通院医療	平成19年1月1日
隠岐の島町国民健康保険五箇診療所	隠岐郡隠岐の島町郡584 - 1	精神通院医療	平成19年1月1日
隠岐広域連合立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355番地	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成19年1月1日
隠岐の島町国民健康保険都万診療所	隠岐郡隠岐の島町都万1773 - 1	精神通院医療	平成19年1月1日
有限会社 加藤薬局	松江市米子町52	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成19年1月1日
コクミン薬局シャミネ松江店	松江市朝日町字伊勢宮472 - 2 松江駅構内107号	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成19年1月1日

島根県告示第55号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う荒茅地区の換地計画

を定めたので、同条第 4 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成19年 1月23日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成19年 1月23日から21日間

3 縦覧の場所

出雲市役所

島根県告示第56号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う飯石南（頓原）地区都加賀工区の換地計画を定めたので、同条第 4 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成19年 1月23日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成19年 1月23日から21日間

3 縦覧の場所

飯南町役場

島根県告示第57号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成19年 1月23日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市佐田町一窪田字楨原2306、2307、2307 - 1、2307続 4、2307続 5、3964、3965、3968から3972まで、4000、4001、4003、4004、4006から4011まで、4019

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第58号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めためたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成19年1月23日

島根県知事 澄 田 信 義

1(1) 加入区の名称

美保関加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね美保関支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表1の項漁業の区分の欄の19に掲げる漁業の区分

2(1) 加入区の名称

島根町加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね島根町支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表2の項漁業の区分の欄の7に掲げる漁業の区分

3(1) 加入区の名称

平田加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね平田支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表5の項漁業の区分の欄の1に掲げる漁業の区分

4(1) 加入区の名称

仁摩町加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね仁摩支所の地区のうち、温泉津出張所を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表10の項漁業の区分の欄の5に掲げる漁業の区分

5(1) 加入区の名称

浜田市加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浜田支所の地区のうち、江津出張所及び三隅出張所を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表13の項漁業の区分の欄の20に掲げる漁業の区分

6(1) 加入区の名 称

三隅町加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浜田支所の地区のうち、三隅出張所の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表14の項漁業の区分の欄の 2、3、8 及び 9 に掲げる漁業の区分

7(1) 加入区の名 称

五箇・都万加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね西郷支所の地区のうち、五箇出張所及び都万出張所の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表17の項漁業の区分の欄の 3 及び 7 に掲げる漁業の区分

8(1) 加入区の名 称

浦郷加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浦郷支所の地区のうち、知夫村出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表20の項漁業の区分の欄の 5 及び 6 に掲げる漁業の区分

島根県告示第59号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成19年 1月23日

島根県知事 澄 田 信 義

1 起業者の名 称

出雲市

2 事業の種類

出雲市隣保館駐車場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県出雲市上塩冶町地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第 1 号の要件への適合性について

出雲市隣保館駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第 2 条第 3 項第11号に掲げる「隣保事業」に該当する事業であるとともに、土地収用法（以下「法」という。）第 3 条第23号に掲げる「社会福祉法による社会福祉事業」に関する事業に該当する。

よって、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である出雲市は、一般財源により財源措置を講じているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 出雲市隣保館（愛称：サンライズいずも）は、同和地区住民の生活の改善及び向上を図るため、各種の事業を総合的に実施する施設として、また地域交流の拠点として、昭和62年に開館した。

出雲市は、「隣保館設置運営要綱」（厚生事務次官通知）の数回の改正に伴い、時代に即した隣保館の活動及び運営を行うため、出雲市隣保館の施設面での充実を図り、数度の施設拡張を行ったところ、駐車場の狭あい化が進んだ。その結果、現在の出雲市隣保館の駐車区画数は17台（内訳：外来者用15台、公用車用2台）になった。

しかし、開催される各種活動・行事・研修によっては最大で32台（うち公用車が2台）の駐車があり、その場合は非常の措置として各種活動主催者の誘導により駐車場の通路部分に駐車させている。そのため、駐車場内での人身・物損事故の発生が危惧されており、また、出雲市隣保館周辺に路上駐車が発生し幅員の狭い周辺道路の円滑な交通を阻害している実態がある。駐車区画数の不足が各種活動等の主催者・参加者及び近隣住民の負担となっており、出雲市隣保館で行われる各種活動等の開催にあたっての制約となっている。

その上、島根県施行の都市計画道路事業3.3.5号今市古志線新設工事が実施されることになり、出雲市隣保館の現在の駐車区画数17台のうち15台（うち外来者用15台）分が道路用地として買収されるため、2台（うち公用車用2台）に減少することになった。

本件事業は、減少する駐車区画数の回復を図るとともに、現在の出雲市隣保館の利用状況に適合した規模である30台の外来者用駐車区画を整備するものである。本件事業が完成すれば、出雲市隣保館で行われる各種活動等の開催にあたっての制約がなくなることで、市民が出雲市隣保館を利用しやすくなり、隣保館としての機能を十分に果たせるようになることが見込まれる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業地の選定にあたり、複数の候補地の中から社会的、技術的及び経済的条件を比較検討した結果、それらの条件を最もよく満たすものを採用していることから、軽微なものであると考えられる。

ウ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められる。

よって、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

平成17年3月に平田市、簸川郡佐田町、同多伎町、同湖陵町、同大社町と合併した出雲市が平成18年3月に策定した「21世紀出雲のランドデザイン前期基本計画」の中で、隣保館における各種事業の充実を図ることとされており、合併後の新出雲市において唯一の隣保館である出雲市隣保館の果たす役割はますます重要になっている。

しかし、(3)で述べたとおり、現在の出雲市隣保館は駐車区画数の不足により人身・物損事故の発生が危惧され、周辺道路の円滑な交通を阻害している上、道路事業により外来用駐車区画がなくなるため、本件事業を早急に施行する必要性が認められる。

また、本件事業に係る起業地は、施設規模及び利用目的等から勘案し、必要最小限度の範囲内であると認められる。

さらに、収用の範囲は、半永久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲にとどめられていることから、収用の手段を講じることは合理的であると認められる。

よって、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

既述のとおり、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

出雲市隣保館（出雲市総務部人権同和政策課）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年 1月23日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成19年 1月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 どんぐり

3 代表者の氏名

泉原 省三

4 主たる事務所の所在地

島根県大田市温泉津町小浜イ276番地 1

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者自立支援事業を主とし、障害のある方が生きがいを持ち、自立した日常生活及び社会生活活動が営めるための支援を行い、在宅障害者の福祉を推進することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

県央地区県政情報コーナー（あすてらす 2 階）

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第5条第1項の規定により、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、同法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第7条の規定により次のとおり公告し、当該方法書を縦覧に供する。

なお、当該方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、知事対して意見書を提出することができる。

平成19年 1月23日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画決定権者の名称

島根県知事

2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

名称 一般国道 9 号三隅益田道路（仮称）

種類 一般国道（改築）

規模 延長 約16キロメートル

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域

起点 島根県浜田市三隅町三隅

終点 島根県益田市遠田町

4 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

浜田市、益田市

5 方法書の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧場所 島根県土木部都市計画課、浜田市建設部建設企画課、浜田市三隅支所建設課及び益田市建設部都市整備課

縦覧期間 平成19年1月23日から同年2月23日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。）

縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで

6 意見書の提出期間及び提出場所

提出期間 平成19年1月23日から同年3月9日まで

提出場所 5の縦覧場所に同じ

建築士を対象とする講習の指定に関する要綱（昭和61年島根県告示第974号。以下「要綱」という。）第3条第1項の規定により、次の建築士を対象とする講習の指定をしたので、要綱第12条第1項の規定により公表する。

平成19年1月23日

島根県知事 澄 田 信 義

1 実施法人の名称及び住所

社団法人 島根県建築士会

松江城北田町35番地3

2 定期講習又は特別講習の別

定期講習

3 講習の名称

建築士のための指定講習会

4 対象者

建築士一般

5 講習の実施頻度、実施時期及び実施期間

(1) 実施頻度

年1回

(2) 実施時期

原則として1月から3月までの間

(3) 実施期間

1日間

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成19年1月23日

島根県警察本部長 山 田 幸 孝

- 1 件名
集合教育用運転シミュレータ賃貸借契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町 8 番地 1
- 3 落札者を決定した日
平成18年11月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
三菱電機クレジット株式会社 中国支店
広島県広島市中区鶴見町 2 番19号
- 5 落札金額
73,647,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成18年10月10日

教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第 1 号

島根県立古代出雲歴史博物館条例（平成17年島根県条例第59号）附則第 5 項の委員会が別に定める日は、平成19年 3 月 10日とする。

平成19年 1 月23日

島根県教育委員会委員長 七 五 三 勝 巳

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第 2 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 6 条第 1 項の規定に基づき設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成19年 1 月23日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党島根県益田市第四支部	中島 謙二	澄川 悟	益田市高津 8 - 6 - 5
自由民主党島根県雲南市・飯石郡第一支部	上代 義郎	安井 誉	雲南市三刀屋町三刀屋1112

2 その他の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
はくいし恵子とともに歩む会	佐川 俊二	恩田 都温	松江市大輪町414 - 12

はくいし恵子としまねを元気にしようネットワーク	白石 恵子	藤原 妙子	松江市大輪町414 - 12
角ともこ後援会(とまちゃんクラブ)	門脇 美生	中川 博子	松江市津田町316 - 2
角ともこを支える会	角 智子	中川 博子	松江市津田町316 - 2
加藤いさむ後援会	加藤 勇	加藤 和子	八束郡東出雲町大字下意東2383 - 8
加藤いさむ後援会	金本 今規	角田 米生	八束郡東出雲町大字揖屋1236 - 5
珍部よしひろ後援会	珍部 芳裕	三原 京子	出雲市塩冶町1801番地9号
中島守後援会	大羽 秀人	中島 重秋	益田市高津町口 - 17 - 1

島根県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定に基づき異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成19年1月23日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
自由民主党宍道支部	主たる事務所所在地	松江市宍道町白石264	松江市宍道町宍道1113 - 2
	代 表 者	三島 良信	奥田 正雄
	会計責任者	安部 廣	小豆沢 栄治
自由民主党西ノ島町支部	会計責任者	安部 義征	仲吉 正
自由民主党大田支部	主たる事務所所在地	大田市大田町大田イ330 - 1	大田市長久町長久口265 - 6
自由民主党江津支部	会計責任者	石橋 孝義	坂本 照良
自由民主党島根県歯科医師支部	会計責任者	河原 民宜	仲佐 善昭
自由民主党島根県厚生支部	主たる事務所所在地	松江市玉湯町林村840	松江市鹿島町佐陀宮内517
	代 表 者	犬山 朝利	安達 暎
自由民主党島根県第一選挙区支部	会計責任者	佐伯 和子	立脇 邦彦

2 その他の政治団体

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
加茂「ふくま賢造後援会」	会計責任者	原田 敏成	楨原 茂
松崎ともかず後援会	代 表 者	金井 誠	松崎 貞幸
	会計責任者	山崎 賢吾	松崎 純次
多々納つよと後援会(育川会)	会計責任者	山根 康男	太田 一夫

全国社会保険推進連盟島根支部	主たる事務所の所在地	松江市玉湯町林村840	松江市千鳥町72
	代 表 者	犬山 朝利	安達 暎
島根県森元つねお後援会	会計責任者	松原 成克	松田 隆治
細田博之後援会	会計責任者	佐伯 和子	立脇 邦彦

島根県選挙管理委員会告示第 4 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第 1 項の規定に基づき解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第17条第 3 項の規定により告示する。

平成19年 1月23日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

名	称	解散年月日
斐友会		平成18年10月30日
高木一成後援会		平成18年12月 1 日
増原洋一後援会		平成18年12月10日
政治を良くする女性の会		平成18年12月23日
小室広志後援会		平成18年12月26日

島根県選挙管理委員会告示第 5 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第 2 項の規定に基づき届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成19年 1月23日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
白石 恵子	島根県議会議員	はくいし恵子としまねを元気にしようネットワーク	松江市大輪町414 - 12	白石 恵子
加藤 勇	島根県議会議員	加藤いさむ後援会	八束郡東出雲町大字下意東2383 - 8	加藤 勇
角 智子	島根県議会議員	角ともこを支える会	松江市津田町316 - 2	角 智子
珍部 芳裕	島根県議会議員	珍部よしひろ後援会	出雲市塩冶町1801番地 9	珍部 芳裕
本田 恭一	斐川町長	本田恭一後援会連合会	簸川郡斐川町大字出西944 - 2	本田 恭一

島根県選挙管理委員会告示第 6 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第 3 項の規定に基づき異動事項の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成19年1月23日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異 動 内 容	
			新	旧
福井 繁雄	福井繁雄後援会	主たる事務所 の所在地	鹿足郡吉賀町下高尻685 - 9	鹿足郡六日市町大字下高尻 685 - 9

島根県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定に基づき指定の取消しの届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成19年1月23日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
池田 哲夫	斐川町長	斐友会	簸川郡斐川町求院1389	池田 哲夫
田村 節美	松江市議会議員	政治を良くする女性の会	松江市上乃木9 - 5 - 82	田村 節美